○印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例施行規則

平成19年９月21日規則第47号

改正

平成28年３月31日規則第56号

令和２年３月31日規則第29号

印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例（平成19年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（重点区域の指定の告示）

第２条　条例第８条第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　重点区域の名称

（２）　重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲

（３）　重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

（４）　その他市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の規定により重点区域の指定又は変更の告示をしたときは、当該区域内に重点区域標識及び重点区域図を設置するものとする。

（勧告）

第３条　条例第９条の規定による勧告は、勧告書（別記第１号様式）により行うものとする。

（命令書）

第４条　条例第10条の規定による命令は、命令書（別記第２号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第５条　条例第11条第２項及び条例第12条に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第３号様式）とする。

（クリーン印西推進デー）

第６条　条例第13条に規定する規則で定める日は、毎月第１月曜日とする。

（過料）

第７条　条例第15条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知及び弁明書（別記第４号様式）により告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

２　過料を科すときは過料処分通知書（別記第５号様式）を交付するものとする。

３　条例第15条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、きれいなまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成20年１月15日から施行する。ただし第６条第５項第２号の規定（過料手続きに係る部分に限る。）及び同項第３号の規定（過料の徴収に係る部分に限る。）は、平成20年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　第２条の規定による告示、重点区域標識及び重点区域図の設置並びに第６条第１項から第４項までの歩行喫煙、ポイ捨て等防止指導員の委嘱行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（平成２８年３月３１日規則第５６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第３条）

第　　号

年　　月　　日

勧告書

住所

様

印西市長　　㊞

あなたが行った下記の行為は、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第７条第　号の規定に違反し、きれいなまちづくりを著しく害していると認められますので、速やかに、下記の措置を講ずるよう勧告いたします。

記

１　違反行為

２　措置内容

第２号様式（第４条）

年　　月　　日 命令書	
氏　　名	様
住　　所	
生年月日	
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話
印西市長　　㊞ あなたは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第１０条の規定により、下記の措置を命じます。	
違反の日時 場所 内容	年　　月　　日午前・午後　　時　　分ごろ
措 置 内 容	
期　　限	年　　月　　日

第３号様式（第５条）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職・氏名

写　真

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

上記のものは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第１５条の過料を科するための手続その他の行為を行う者であることを示す。

印西市長　　印

5.5cm

9cm

（裏）

印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例（抜粋）

（指導及び勧告）

第９条　市長は、重点区域外の区域において第７条の規定に違反している者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（命令）

第１０条　市長は、第７条第２号及び重点区域内において同条第３号の規定に違反している者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入調査）

第１１条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

２　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第１５条　第１０条の規定による命令に違反した者は、規則で定める過料に処する。

第４号様式（第７条）

<table>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日
告知及び弁明書</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>様</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td>自宅・勤務先・携帯電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">印西市長　　㊞

あなたは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第１０条の規定に違反しました。
よって、同条第１５条の規定により過料処分の対象となります。</td></tr>
<tr><td>違反の日時
場所
内容</td><td>年　　月　　日午前・午後　　時　　分ごろ</td></tr>
<tr><td>弁　　明</td><td>□　上記のとおり認めます。
□　下記のとおり弁明します。
上記事実には、誤りがある。
（具体的な内容）

署名</td></tr>
</table>

第５号様式（第７条）

年　　月　　日

過　料　処　分　通　知　書

氏　　名	様
住　　所	
生年月日	
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話

印西市長　　㊞

あなたは、印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例第10条の規定に違反しました。よって、同条例第15条の規定により過料に処します。

違反の日時 場所 内容	年　　月　　日午前・午後　　時　　分ごろ
過 料 の 額	円

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、印西市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、印西市を被告として（訴訟において印西市を代表する者は印西市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。